

URL: <http://www.hijokin.org>
email: sodansodan@gmail.com
郵便振替 00950-2-203528
[関西圏大学非常勤講師組合]

非常勤の声

委員長: 新屋敷 健
email: take0shin@gmail.com
〒542-0012 大阪市中央区谷町
7丁目 1-39-102 大私教気付

同志社大学特集（号外）

専任にある夜間手当を嘱託講師には出さない！？
本年度より授業回数が増えても（15回＋定期試験）賃上げなし？ おかしい！

同志社大学嘱託講師の皆さん

私たち嘱託講師（非常勤講師）は専任と同じく教師として学生の前に立っています。学生にとって専任・嘱託の区別はありません。私たち非常勤講師組合は同一価値労働・同一賃金という立場から専任との待遇格差の是正を大学当局に要求しています。

大学当局は、昨年度の交渉で専任教員には出している「夜間手当」を非常勤講師には出さない。また、今年度から授業回数が1回増え15回になったにもかかわらず「賃上げはしない」と回答しました。理由は、専任教員の「夜間手当」は、いずれ廃止するから。（しかし、大学当局は専任組合に廃止の提案すらしていません。）また、授業回数が増えても給与を増額しないのは、半年契約で、月ぎめで給与は支給しているので回数は関係ないと回答しました。組合は半年契約でも半年間の労働時間が2時間分増えるので、その労働時

間増分を月ぎめにして増加するよう要求しました。また、以前から15回授業を徹底している立命館大学は、定期試験手当を1万円支給しており、組合は賃上げしないのであれば、せめて定期試験手当を出せと要求していますが、それも拒否しています。

さらに昨年度の交渉で大学側は「出講手当」を本給に組み込むことを検討すると提案してきました。1日に2コマ、3コマ授業をしている非常勤講師にとって実質賃上げになるので組合としては是非、実現してほしいと要望しました。実現すれば1コマ月額3万円超となります。

今回、裏面にある要求で団体交渉を持ちます。組合に加入し団体交渉に参加し均等待遇を勝ち取りましょう！また、ご意見ご要望がありましたら組合員もしくは組合までご連絡ください。

（文責・嶋田）

待遇改善のために組合に加入し、団体交渉に参加しましょう！！

団体交渉の日時 7月9日（金） 18時～
会議室

場所 有終館1階第1

< 要求項目 >

【均等待遇】

1. 非常勤講師の均等待遇実現のため努力すること。そのための具体的な取り組み、計画を持つこと。
2. 均等待遇実現のために数年後には1コマあたりの非常勤講師給を5万円にする計画を立てること。
3. 授業回数が半期1回増え15回になったが賃金は従来のままに据え置かれている。授業回数の増加は実質的な労働強化であり、その分の賃上げを要求する。それが出来ない場合は、定期試験を含め16回出講する非常勤講師に定期試験手当を1万円を支給すること。(以前から15回授業している立命館大学では定期試験手当が1万円支給されており、関西大学でも15回授業のある新学部については支給すると回答している。)
4. 昨年度、出講手当を本給に組み込むことを検討すると回答した。出講手当を廃止し、非常勤講師給を1コマ月額30,800円にすること。
5. 半期1ヶ月分以上の一時金を支給すること。(大阪電気通信大学では夏・年末にそれぞれ1か月分、阪南大学では夏・冬にそれぞれ0.4か月分、成安造形大学と神戸親和女子大では夏・冬にそれぞれ0.5ヶ月分、大阪歯科大学では年末に、担当コマ数に応じて5万円から15万円を支給している)
6. 「国民の祝日に関する法律」に定められた「国民の祝日」に授業を行う場合は手当てを出すこと。
7. 専任教員同様に夜間手当を支給すること。(龍谷大学や立命館大学では夜間手当てを支給している。)
8. 専任教員と同様に退職金の制度をつくること。
9. 「同志社就業規則」では専任教員の最低担当コマ数は1週で講義4コマ、語学5コマ、体育実技6コマになっている。非常勤講師も専任教員並みにコマを担当している場合、私学共済への加入を認めること。(大阪電気通信大学では新規加入の場合、週5コマ以上かつ週3日以上という基準で、非常勤講師の私学共済加入を認めている)
10. 法律に基づき、産休(有給)、育児・介護休業を制度化すること。

【雇用の安定】

11. やむをえない理由で雇止め・減コマが生じる場合には、該当する非常勤講師にたいして早期に十分な説明を行ない了解する努力をおこなうこと。また、このことを各学部、言語文化教育センターなど教務担当の専任教員に周知徹底する通知を出すこと。

【教学労働条件の改善】

12. 講義、語学とも大規模クラスをなくすること。講義は200名以内、外国語・ゼミは30名以内とし受講生が一定規模を上回った場合はクラス分割する規定をつくること。
13. 現在の多人数試験手当を引き上げ、150~250人 10,000円、250~350人 12,000円、以下同様に100人ごとに2,000円増にすること。また、このことを「出講案内」に明記すること。(多人数採点手当は龍谷大学300人以上1万円、立命館大学600人以上1万円、関西大学は多人数教育手当250人~499人月額1000円、500人以上2000円)
14. 研究費もしくは授業準備諸経費として、1コマにつき半期3万円支給すること。お金がダメなら図書館の本をコピーするコピーカード3000枚分支給すること。

【その他】

15. 貴大学における福利厚生について利用できるものについて非常勤講師に対して周知徹底させること。

